

地方財政自立改革（三位一体改革）提言第4弾【概要】

～ 第1期改革の残された課題への対応と第2期改革への展望～

これまでの改革の評価

- 1) 3兆円という限られた規模ではあるが、所得税から個人住民税への基幹税による税源移譲を政府が決断したことは一定の前進。
- 2) 全体的に国の財政再建に軸足が置かれ、地方の裁量や責任を拡大して人の力、地域の力を活かし、自主的・自立的な行財政運営を進めるという住民本位の地方分権推進の観点からは、極めて不十分。
- 3) 義務教育費国庫負担金の総額裁量制は、従来よりは地方の裁量を高めてはいるものの、加配教職員定数に関する規制、地方の合理化努力により総額抑制ができた場合の他の教育経費への活用制限等、地方の自由度を高めるうえでは依然として不十分。
- 4) 全体としてこれまでの政府の取組みは本来の改革からは掛け離れているが、遅い足取りながら前進。国の制約が残りつつも、地方の現場では、創意工夫を凝らして独自の取組みを着実に推進（具体的な事例を紹介）。

改革提言

1 第1期改革の残された課題への対応策

1) 先送りされた国庫補助負担金の改革について

奨励的、小規模・零細補助金は、少額であっても国の地方への縛りが多く、地方側の事務処理コストは膨大であり、優先的に廃止して税源移譲すべき。

建設国債が充当されている施設費関係の国庫補助負担金は、地方分権の見地から税源移譲の対象とすべき。必要相当額の移譲を大前提としたうえで、その手法については段階的移譲の方法なども検討の余地あり。

生活保護費及び児童扶養手当は、今後の社会保障全体の中で検討すべきものであり、今回の改革とは切り離して考えるべき。国の負担率の引下げは単なる地方への負担転嫁に過ぎず、容認できない。

2) 積み残された税源移譲6千億円に対応する国庫補助負担金改革の考え方について

税源移譲6千億円に対応する補助金リストは、「地方案」からの選定が大前提。奨励的、小規模・零細補助金、経常的な補助負担金は最優先で廃止・移譲。また、施設整備に係る補助負担金のうち普遍的・経常的に実施されているものも優先対象とすべき。

3) 義務教育制度の改革について

これまでの全国一律・画一的な教育施策を改めて地域の実情をより反映させ、地域の創意工夫による改善を促すため、義務教育費国庫負担金は最終的に全額を地方の一般財源とすべき。

教育委員会制度、教職員の人事権等についても改革を断行すべき。

・教育委員会制度は地方自治体の選択制へ ・学校現場への一層の権限移譲を

- ・教職員の人事権等は原則的に市町村へ移譲し、小規模市町村への対応のため一部事務組合方式等も選択肢に
- ・市町村独自の学級編制や教職員定数設定を

4) 国民健康保険制度の見直しについて

17年度の都道府県負担の導入は暫定措置として、制度の安定的かつ持続的な運営につながる抜本的な改革を検討すべき。

5) 交付金化された事業の取扱いについて

交付金化は改革の本旨ではなく、最終的に廃止・税源移譲とすることを前提に、暫定措置としての位置づけとし、そのうえで地方の使い勝手の良い仕組みとすべき。

6) 地方交付税の見直しについて

国の政策誘導の手段とはせず、交付税本来の財源保障及び財源調整機能に純化すべき。交付税算定のさらなる透明化を進めるべき。

地方財政計画と決算との乖離については、地方行政がハードから福祉・教育等ソフトに重点が移行していることを踏まえ、投資的経費と経常的経費の同時一体的な是正が必要。

毎年生じている地方財源不足に対しては、交付税率の引上げで対応すべき。

「中期地方財政ビジョン」策定過程に地方の参画を。

2 第2期改革への確かな道筋を明らかに

1) 三位一体改革推進のための新たな法律の制定を

国民的な論議を深めながら、第2期改革を確実に軌道に乗せるため、国と地方の協議の場など、三位一体の改革の推進に必要な体制整備のための新たな法律を制定すべき。

2) 一層の税源移譲と国庫補助負担金改革を

地方側では9兆円規模の改革の具体案を提示しており、これらを参考に19年度以降も引き続き改革を推進すべき。特に、消費税から地方消費税への税源移譲をぜひとも実現すべき。

3) 国・地方の税体系と地方交付税対象税目のセットでの見直しを

税源偏在の大きい地方税の税目を国税に振り替え、税源の偏在の小さい国税を地方税とし、地方交付税の対象税目についても組み替えるなど、国と地方の税体系についても抜本的な見直しを行う必要あり。

4) 地方交付税等の制度改革にも着手を

地方交付税は地方固有の財源であり、税の徴収時点から地方自治体の「共有の税」として徴収する仕組みについても検討。中長期的には、「配る」から「分ける」の視点に立って、地方自らの手で財源配分を調整するシステムの構築が必要。